

「かながわ青少年育成・支援指針」の改定について

1 概要

(1) 指針の目的と経緯

県では、青少年の育成と自立への支援を、県民全体の理解と協力と責任の下で進めていくための共通の道しるべとして、また、総合的な青少年施策の一層の推進を目的として「かながわ青少年育成支援指針」を策定している。

平成 17 年 3 月 「かながわ青少年育成指針」策定

対象期間 H17 年度から H21 年度までの 5 年間

平成 22 年 12 月 「かながわ青少年育成・支援指針」として改定

対象期間 H22 年度から H26 年度までの 5 年間

※「子ども・若者育成支援推進法」(H22 年 4 月施行)を踏まえ、指針の名称に「支援」の文言を追加し、改定

平成 28 年 3 月 「かながわ青少年育成・支援指針」(現行)

対象期間 H28 年度から R2 年度までの 5 年間

(2) 指針の位置付け

- ・ 県の青少年施策の基本となる指針
- ・ 青少年の育成と自立への支援を進めていくための共通の道しるべ
- ・ 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく県計画
- ・ 県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画

2 改定時期の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、指針の改定作業を令和 4 年度に行うとともに、現指針の計画期間を同年度まで延長する。

3 今後のスケジュール(予定)

令和 3 年 8 月 17 日 令和 2・3 年期第 2 回協議会 指針の改定について意見交換

令和 4 年 5 月 令和 2・3 年期第 3 回協議会 改定指針(骨子案)意見交換

6 月 第 3 回定例会厚生常任委員会に改定骨子(案)を報告

9 月 令和 4・5 年期第 1 回協議会 改定指針(素案)報告

同月 第 3 回県議会定例会厚生常任委員会に改定指針素案を報告

パブリックコメントを実施

令和 5 年 2 月 令和 4・5 年期第 2 回協議会 改定指針(案)の報告

第 1 回県議会定例会厚生常任委員会に改定指針(案)を報告

3 月 指針を改定